

○厚生労働省令第六十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改める。

第十二条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定によ

る措置」に改める。

第十三条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

第十四条の三第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十二条第八号口の表中

避難用
建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

を

避難用
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くこととの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規

定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る

に改める。

。を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。

2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

第三十三条第二項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」

という。) おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。) おおむね二十人につき一人以上)」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)」を削る。

第三十六条の二を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三を次のように改める。

第三十六条の三 削除

附則第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

附 則

この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。